

滋賀県醒井養鱒場の指定管理者の候補者の選定について

滋賀県では、住民サービスのさらなる向上と管理運営の効率化を図るため、指定管理者制度を導入し公の施設の運営を行っているところです。

このたび、滋賀県醒井養鱒場について、令和 8 年 4 月以降の指定管理者の候補者を下記のとおり選定しました。

今後、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、指定管理者の指定について滋賀県議会の議決を得た後、下記候補者を指定管理者とする指定の告示を行う予定です。

1.施設の名称

滋賀県醒井養鱒場

2.指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

3.候補者

滋賀県漁業協同組合連合会

4.その他

選定結果概要および審査基準については、県ホームページにおいて、公表しています。